

川越市告示第 4 7 8 号

屋外広告物法第 7 条第 4 項の規定に基づき除却した屋外広告物等を同法第 8 条第 1 項の規定に基づき保管したので、川越市屋外広告物条例第 2 1 条第 1 項の規定に基づき屋外広告物等の所有者等に返還するため次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 6 日

川越市長 森 田 初 恵

- 1 屋外広告物等の名称又は種類及び数量  
張り札 1 4 枚  
立看板 5 個
- 2 放置されていた場所及び除却した日時  
国道及び県道の市内全区間、市道の全区間並びにこれらに面する場所  
令和 8 年 6 月 1 日午前 9 時 3 0 分から令和 8 年 6 月 3 0 日午後 5 時 1 5 分  
まで
- 3 保管した日時 令和 8 年 6 月 1 7 日 午後 3 時
- 4 保管の場所 旧西清掃センター（笠幡 3 2 2 9—1）
- 5 問い合わせ 川越市都市計画部都市景観課  
電話 0 4 9-2 2 4-5 9 6 1 内線 3 2 7 3